

南箕輪村地域公共交通協議会（第1回） 次第

日時：令和5年4月20日（木）

地域公共交通会議終了後

場所：村民センター2階大会議室

1 開 会

2 村長あいさつ

3 地域公共交通協議会の設置について

4 協議事項

（1）南箕輪地域公共交通協議会規約の制定について

（2）役員の任命について

副会長：_____ 監事：_____、_____

事務局長：_____

（3）令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について

（4）その他

5 その他

6 閉 会

南箕輪村地域公共交通協議会 委員名簿（案）

（委嘱期間：令和5年4月20日～令和6年3月31日）

役職名	所属	職名	委員氏名	選出区分	備考
会 長	南箕輪村	村長	藤城 栄文	地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	
委 員	伊那バス株式会社	代表取締役社長	藤澤 洋二	公共交通事業者等	
	ジェイアールバス 関東株式会社 中央道支店	支店長	太田 治彦		
	有限会社白川タクシー	代表取締役	白川 光朗		
	伊那バス労働組合	組織部長	北澤 昭彦		
	村区長会	区長会長	栗原 敦司	地域公共交通の利用者	
	北陸信越運輸局長 野運輸支局	首席運輸 企画専門官	佐藤 栄治	道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	
	伊那建設事務所	維持管理課長	長谷川 哲郎		
	伊那警察署	交通課 交通係長	高梨 幸太	公安委員会	
	南箕輪村	地域包括支援 センター長	山崎 一	地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	
	南箕輪村 社会福祉協議会	事務局長	伊藤 千登世	学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	

	所属	職名	氏名		
事務局	地域づくり推進課	課長	高橋 里江		
		係長	宮下 裕司		
		主査	清水 亮輔		

南箕輪村地域公共交通協議会について

1. 地域公共交通協議会とは

地域公共交通協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議等を行い、並びに市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行います。

2. 地域公共交通協議会設置の必要性

人口減少及び少子高齢化、利用者の減少などにより、交通事業者や南箕輪村の負担が増加するなど、公共交通を取り巻く環境が厳しい状況となっている中、公共交通を維持、確保していくことは容易ではなくなっており、地域の移動手段を確保することがますます重要となっています。

こうした課題を解消していくためには、多様な関係者が連携して、村内の公共交通を一体的に見直す必要があり、そのための協議を行う場として地域公共交通協議会を開催し、地域公共交通計画を策定することが法律で定められています。

3. 地域公共交通会議と地域公共交通協議会の違い

- ・地域公共交通会議は、村内循環バス「まっくんバス」のルートや運賃などに関すること、自家用有償旅客運送に関すること、新たな地域公共交通の実証運行に関することを協議することが役割ですが、地域公共交通協議会を合同開催することで地域公共交通計画の策定、事業の実施及び評価する役割が加わることができます。
- ・地域公共交通協議会は日常生活に必要な交通手段の確保について協議する場として、むらづくりなどと連携しながら、地域全体の交通網を作り上げることを目指すほか、地域公共交通計画の策定やその運用を行う場となります。

地域公共交通協議会と地域公共交通会議の比較

	地域公共交通会議	地域公共交通協議会
根拠法令	道路運送法施行規則（第9条の3）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）
主な協議事項	・村内巡回バス（まっくんバス）の様態（路線定期・不定期、区域、運賃・料金等に関する事項） ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項 ・新たな地域公共交通の導入、実証運行 など	・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項 など ・道路運送法の各種特例（地域公共交通会議と同じ）
対象となる交通	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）	多様な交通モード（鉄道も対象となる）
構成員	市町村、県、運輸局、交通事業者、交通事業者の運転者組織、住民利用者代表、道路管理者、交通管理者、主催者が必要と判断する者	市町村、県、運輸局、交通事業者、住民利用者代表、道路管理者、交通管理者、主催者が必要と判断する者

4. 規約について4～6ページのとおり

5. その他〈参考〉

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

第6条

(協議会)

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

道路運送法施行規則（第9条の3）

(地域公共交通会議の構成員)

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

南箕輪村地域公共交通協議会規約(案)

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、南箕輪村地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、南箕輪村4825番地1南箕輪村役場内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 法第5条の規定による地域公共交通計画、法第27条の16の規定による地域公共交通利便増進計画及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか)第3条第2項の規定に基づく計画の作成、変更、実施及び連絡調整
- (2) 前1項に関連した道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、その者又はその団体、機関等から選出された者を協議会の委員とする。

- (1) 南箕輪村長(以下「村長」という。)
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (4) 住民又は利用者の代表者
 - (5) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
 - (6) 道路管理者、長野県警察、その他協議会が必要と認める者
- 2 協議会に、専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、村長とし、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が任命する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、設立時の委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

2 委員の欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会議及び運営等)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させることができる。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議の内容が軽微な場合、又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面審議により議事を決することができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

6 協議会が決定した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、南箕輪村負担金、国庫補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

2 協議会の収支予算は協議会の議決により定め、協議会の収支決算は監事の監査を経て協議会の承認を得なければならない。

(協議会の解散)

第10条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第11条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、南箕輪村地域づくり推進課内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は、会長が命じた者を充てる。

(委任)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。

令和5年度 南箕輪村地域公共交通協議会事業計画（案）

本村にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする「南箕輪村地域公共交通計画」の策定に向けて、本年度は下記のとおり地域公共交通基礎調査を実施する。

地域公共交通基礎調査事業の実施に関する計画

1. 本村の公共交通の概況・課題

①村の概況

- 人口 1.6万人
- 面積 40.99 平方キロメートル

* 村域は、東側の市街地と西側の中央アルプスの一部を含む山岳地帯の飛地とでおよそ半々に分かれており、木曽山脈から流れる大泉川が形成する扇状地に位置しているほか、河岸段丘地形にもなっており、地域内の高低差が大きい。

* 伊那谷で一番広い平地の中心に位置しており、農・商・工・住宅地が調和のとれているが、近隣市町村である伊那市や箕輪町のベッドタウンとなっており、通院や通学、買物について、村内だけで完結することができない。

* 信州大芝高原は、スポーツ、レジャー、キャンプや温泉など観光施設、村民の憩いの場として親しまれている。

* 上伊那地域は、医師などの医療従事者や病床数が少ない状況が課題となっており、村においても開業医が少ない状況である。

* 通勤通学者の流入と流出の割合は、流出が多く、その7割以上が伊那市・箕輪町になっている。

②現状の村の課題

【課題①】

近隣市町村のベッドタウンとなっており、通院や通学、買物について、村内で完結することができないため、学生や運転免許を持たない高齢者や障がい者の近隣市町村へのアクセス手段が必要となっている。

【課題②】巡回バスの利用減少

村巡回バスの利用者数が年々減少傾向にあり、令和4年度は1便あたりの乗車数が2.4人となっており、継続や改善などの検討が必要となっている。

【課題③】巡回バスの路線ルートが複雑

村内全域（飛地除く）を巡回しているため、ルートが複雑になってしまっている。また目的地まで行くのに数時間かかってしまうケースもあり、課題①の近隣市町村へのアクセ

スが特に時間がかかってしまう。

【課題④】公共交通と福祉分野での重複事業の解消

公共交通事業として村巡回バスなどのコミュニティバスやデマンドタクシーの運行、福祉事業として福祉移送サービスやタクシー券の配布などを行っているが、対象者や運行範囲などが重複しているため、村としてどういった事業を実施していくことが最適なのか検討していく必要がある。

【課題⑤】デマンドタクシーの利用者が僅少

令和3年11月から伊那市で運行していたデマンドタクシーを南部地域に組み入れてもらったが、対象者が村南部地区の高齢者や障がい者、運行範囲が、村南部地域及び伊那市市街地、西箕輪地区、竜西地区に限られており、村役場や村の診療所に行くことができない。登録者は、現在59名、利用回数も200回に満たないため、今後継続して事業実施すべきか検討する必要がある。

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

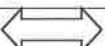
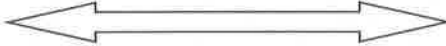
南箕輪村は伊那盆地の北部に位置する面積約41k㎡、人口約1.6万人の村である。木曾山脈から流れる大泉川が形成する扇状地に位置しているほか、河岸段丘地形にもなっており、地域内の高低差が大きいことが特徴となっている。

人口については、全国的に人口減少傾向が強まるなかにあって、長野県内では数少ない人口増の市町村の1つであり、平均年齢も県内で最も若くなっている。しかしながら、少子高齢化傾向にはあり、高齢者の単身世帯も増加を続けている。

村では平成20年に、地域の需要に応じたバスを運行させるために、南箕輪村地域公共交通会議を設置し、巡回型のコミュニティバス（まっくんバス）の運行を始めたほか、伊那市や箕輪町と連携し、各市町村を横断するコミュニティバスの運行、伊那市で実施しているデマンドタクシー（ぐるっとタクシー）が一部地域での運行、福祉分野での交通弱者への支援などを実施しているところである。

このような状況のなか、巡回バス運行開始から14年が経過し、地域公共交通を取り巻く法制度なども変わりつつあるほか、交通不便者の状況も導入当初と変わってきており、現行方策における不具合なども指摘されているところであり、地域公共交通の再構築の必要性やその方向性などを検討するための基礎資料を取得するため、実施する必要がある。

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
公共交通施策の把握	現行の公共交通施策について、事業形態、利用実績、収支状況等を把握する。
地域住民利用実態把握	調査の必要性の中で、現在、村として課題となっている部分は明示しているが、利用者等から見た課題を把握するため、下記調査等行う。 ①アンケート調査 公共交通の利用者に対して、利用状況や意見・要望等を把握するためのアンケート調査を委託して実施する。調査は調査員の乗り込みによる聞き取りと運転手からの配布の併用とする。 ②公共交通の乗降状況の把握 各バス停の乗降人数を計測し、区間ごとの利用実績などを把握する。
事業者の公共交通に対する考え方や今後の要望等について把握	現在、業務委託している事業者に対して公共交通に対する考え方や今後の要望について把握するために、アンケート調査を実施する。
村民の日常生活における移動実態と公共交通に対する考え方やニーズを把握	アンケート調査を委託して実施し、村民の日常生活における移動実態と公共交通に対する考え方やニーズを把握する。調査は世帯単位で実施し、1,000 世帯に対して実施する。
地域公共交通を取り巻く課題の整理	各種データ等の整理や各種調査の結果等を踏まえ、南箕輪村における公共交通の課題等を整理し、今後の方向性について検討する。上記実施項目を踏まえて南箕輪村の公共交通の現状分析を行い、複数の改善案とその長所、短所およびコストを勘案して、利便性向上に向けた取組を検討する。
地域公共交通協議会の開催	計画の策定に向けた地域公共交通協議会を開催する。

4. スケジュール				
実施項目	4 月	9 月	12 月	3 月
施策の把握				
地域住民利用実態把握				
事業者の公共交通に対する考え方や今後の要望等について把握				
村民の日常生活における移動実態と公共交通に対する考え方やニーズを把握				
地域公共交通を取り巻く課題の整理				
地域公共交通協議会の開催				

令和5年度南箕輪村地域公共交通協議会事業予算(案)

収入の部

(単位：円)

科 目	新年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
負 担 金	2,996,000	0	2,996,000	南箕輪村
補 助 金	998,000	0	998,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
繰 越 金	0	0	0	前年度繰越金
雑 収 入	0	0	0	預金利息他
合 計	3,994,000	0	3,994,000	

支出の部

(単位：円)

科 目	新年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
委 託 料	3,993,000	0	3,993,000	地域公共交通基礎調査業務委託
手 数 料	1,000	0	1,000	振込手数料
合 計	3,994,000	0	3,994,000	